

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

- ◆本県が目指す、多様な人々の違いを認め合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会を実現していくための計画として策定する。
- ◆地域住民の参加・参画と協働による地域づくりを進めるための計画として策定する。
- ◆災害時や感染症の流行時においても、県民の「いのち」と「暮らし」を守ることに資する計画として策定する。
- ◆「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に資する計画として策定する。

2. 計画の位置づけ

- ◆社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
 - ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ②市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または、資質の向上に関する事項
 - ④福祉サービスの適切な利用の推進および社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の実施の支援に関する事項
- ◆滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン、滋賀県保健医療計画、滋賀県人権施策推進計画、滋賀県多文化共生推進プラン等の分野別計画と整合および連携を図りながら策定するもの。

3. 計画期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

4. 用語の定義

- ◆地域福祉
地域社会のなかで、家族、近隣の人びと、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく尊厳と人権を守り、誇りをもって、家族およびまちの一員として、普通の生活（暮らし）を送ることができるような状態を公私協働で創っていくこと。
- ◆地域住民
住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者等をいう。
- ◆地域
高齢者、障害者、子供といった、世代や背景が異なる人々が相互に関係し合い、共に参加し、学び、働き、遊び、住まい、暮らす場。

※次に掲げるような、住民の生活実態等に応じて、自治会や民生委員・児童委員の活動範囲、公的機関の設置単位、学区、市町域、県域など、様々な区域がある。これらは必ずしも一致しているわけではなく、異なるレベルの区域が重層的に重なり合っている。

- ① 住民の具体的な活動の場となる区域
- ② 専門職の関与により包括的な相談体制が整えられる区域
- ③ 多機関が協働した総合的な支援体制が整備される区域
- ④ 特に専門的かつ困難な課題への対応が図られる区域

◆地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

◆地域生活課題

地域住民およびその世帯が抱える①福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、②地域社会からの孤立、③日常生活を営み、あらゆる分野の活動で参加する機会が確保されるうえでの課題。（社会福祉法第4条第2項より）

5 持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた取組の推進

- ◆平成29年（2017年）1月、滋賀県は全国に先駆け、持続可能な開発目標（SDGs）を県政に取り込むことを宣言しました。
- ◆持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、先進国を含めた国際社会が2030年までに取り組むべき17の目標です。
- ◆滋賀県地域福祉支援計画においては、SDGsの17の目標のうち、以下に掲げる目標が主に関係しています。
 - 1 貧困をなくそう
 - 2 飢餓をゼロに
 - 3 すべての人の健康と福祉を
 - 4 質の高い教育をみんなに
 - 5 ジェンダー平等を実現しよう
 - 8 働きがいも経済成長も
 - 10 人や国の不平等をなくそう
 - 11 住み続けられるまちづくりを
 - 16 平和と公正をすべての人に
 - 17 パートナーシップで目標を達成しよう



Ⅱ 県が目指す地域共生社会

1. 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」の推進による共生社会の構築

2. 基本方針

I 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、つながり、支え合う地域づくりの推進

II 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

III 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む「滋賀の福祉人」づくりの推進

3. 今後5年間の重点的な取組

1. 包括的・重層的な相談支援体制の整備推進

2. 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

4. 取組の方向性

I 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、つながり、支え合う地域づくりの推進

【取組の方向性】

(1) 包括的・重層的な相談支援体制の整備推進

- ・既存の対象別の制度では対応が困難な生活・福祉課題の解決のため、各分野が連携した総合的に対応できる相談支援体制の構築を支援する。

(2) 住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

①参加・活動の場、居場所づくり

- ・様々な主体が各主体が持つ特色を生かしあうことで、活発な活動が展開されるよう支援する。

②住民、企業、社会福祉法人、NPO法人等の参画促進

- ・あらゆる主体の参画のもと、公私協働で取組、また、地域の活性化や豊かな地域づくりに努める。

③民生委員・児童委員活動の環境整備

- ・民生委員・児童委員の幅広い活動への協力が得られるよう、住民へ周知、啓発に努めます。

④活動資金の確保と有効活用

- ・赤い羽根共同募金等必要な資金を継続的に確保するための仕組みについて、好事例を収集しその普及を図る。

⑤ ボランティア活動の推進

- ・市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や、情報提供、情報交換、相談等を実施されるよう支援する。

⑥ 社会貢献活動の促進

- ・企業、団体等が地域の課題解決に積極的に参画・協働するよう、セミナーの開催等を通じて社会貢献活動の促進を図る。

⑦ 社会福祉法人の公益的な取組の推進

- ・社会福祉法人の専門性を活かし、市町、社会福祉協議会等と連携した公益的な取組を推進・支援する。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

① ノーマライゼーション理念の普及・啓発

- ・福祉学習を推進し、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。

② インクルーシブ教育の推進

- ・共生社会の形成を図るため、インクルーシブ教育システムの構築を進める。

③ 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

- ・互いを認め合いながら、共に生きることの意味を実感できるよう人権教育を推進する。

④ 多様性の尊重

- ・だれもが暮らしやすい共生社会の実現に向け、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の理念や内容の周知等により、県民の心のバリアフリーの推進を図る。

(4) ユニバーサルデザインの推進

① ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・だれもがはじめから利用可能なデザインにしようというユニバーサルデザインの考え方を、県民や事業者と協働しながら普及啓発を進める。

② 情報アクセシビリティの向上促進

- ・県が情報提供する際には、字の大きさや配色、点字などに配慮し、障害者、高齢者を含むだれもが利用しやすい情報保障に努める。

Ⅱ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

【取組の方向性】

(1) 種々の生活課題を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

- ・生活困窮
- ・経済的に困窮している世帯の子どもたち、ひとり親世帯
- ・食の確保に課題を抱える世帯
- ・住居確保
- ・就労支援
- ・ひきこもり
- ・自殺
- ・認知症
- ・社会的養護
- ・自分からSOSを出せない人、孤立しがちな人
- ・矯正施設退所者等
- ・無戸籍
- ・医療的ケア児、難病者
- ・外国にルーツを持つ人・世帯、子どもたち
- ・性的マイノリティ

(2) 感染症を含めた災害時の支援体制の構築

- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行や自然災害に対する防災対策や支援の仕組みづくり、地域づくりを支援する。

(3) 災害時要配慮者支援の推進

- ・避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別（支援）計画の策定
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施
- ・避難所における福祉的配慮の推進
- ・福祉避難所の機能確保
- ・滋賀県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣
- ・災害ボランティア活動の促進

(4) 権利擁護の推進

①権利擁護の取組

- ・権利擁護に関する地域住民の理解と認識を高め、権利侵害問題の未然防止や早期発見を図るため、積極的な広報啓発に取り組む。

②成年後見制度の活用促進

- ・制度申立の取扱について市町を理解を深め、積極的な活用がなされるよう努める。

(5) 苦情解決の仕組み

①事業者の苦情解決体制の整備

- ・苦情を解決する体制が整備されるとともに、仕組みの施設内掲示などにより利用者への周知が図られるなど、苦情が申し出やすく、苦情が迅速に解決されるよう指導を行う。

②適切な苦情解決の促進

- ・運営適正化委員会から通知を受けた事案については的確に対応し、苦情の適切な解決に努める。

(6) サービスの質の向上と透明性の確保

①健康福祉サービス評価システムの推進

- ・第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果のサービスの反映を図る。

②社会福祉法人の情報公開の推進

- ・社会福祉法人に対し、その特性やサービス等に係る情報について積極的に公開するようし指導・助言を行う。

③健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進

- ・社会福祉法人に対し、その特性やサービス等に係る情報について積極的に公開するよう指導・助言を行う。

Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む「滋賀の福祉人」づくりの推進

【取組の方向性】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- ・滋賀県社会福祉協議会と強力な協働により福祉分野に関わらず、分野横断的な対応ができる福祉人材の育成を推進する。

(2) 専門職の確保・育成・定着

①若者の進路選択支援

- ・積極的に介護職の魅力について情報を発信し、介護職のイメージアップを図る。

②多様な人材の参入促進

- ・広報・啓発や職場体験等の機会の提供を行うとともに、潜在有資格者の職場復帰を支援することにより多様な人材層の参入を促進する。

③福祉職場への定着促進

・業務の負担の軽減や業務効率化に向けた支援や賃金改善に向けた取組の促進等により、職場環境改善への支援を進め、職場定着を促進する。

④社会福祉関係者の資質向上

・体系的、継続的な研修を実施し、専門職の養成と必要な職場への配置、福祉人材のキャリアアップの促進、医療的ケアのできる介護職員の育成を目指す。

⑤介護現場等福祉現場の業務改善

・介護ロボットやICTなどを導入し、業務の負担軽減や効率化を目指す。

⑥現場、行政、教育機関の連携による取組の促進

・地域貢献や産官学連携などの社会貢献機能を有する大学等の高等教育機関においても、その有する知的資源を活かして、民間や行政と連携しながら、新たな実践への学問的なアプローチの促進を目指す。

⑦生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進（再掲）

・互いを認め合いながら、共に生きることの意味を実感できるよう人権教育を推進する。

Ⅲ 計画に係る指標

◆重層的支援体制整備事業の実施市町数

Ⅳ 計画の推進体制と進行管理

◆各市町等との地域福祉に関する情報・意見交換により、取組の状況や成果の把握に努める。

◆計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行う。

◆計画の取組状況を社会福祉審議会に報告し、そこでの意見を踏まえ、関係部局と連携を図り、県として必要な支援を進める。

◆各計画がある分野においては各計画で進行管理等を行う。

◆関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。